農業者年金に加入してますか？

終身年金
※80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金がある。

脱退も自由
※脱退一時金は支給されませんが、加入期間にかかわらず、支払った分が将来、年金として支給されます。

保険料の額が決められる（月1万円～6万7千円）
※保険料の額は毎年変更できます。



積立方式（確定搬出型）
※納付した額が支給されます。

税制面の優遇措置がある
※支払った分だけ税控除が受けられます。

加入の3つのポイント

- **国民年金第1号被保険者**（国保年金保険料納付免除者を除く。）
- **年間60日以上農業に従事**
- **60歳未満**

具体的には、こんな方です！

①農業経営者（自営業との兼業農家）とその配偶者
②農業後継者とその配偶者
③農地の権利名義を持たない畜産農業者、施設園芸等農業者等
④農業従事者（農家のパートさん含む）

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）加入が必要です。
※農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。
※厚生年金加入者・厚生年金扶養者は加入できません。

※ご相談は農業委員会事務局又は農業委員まで！

編集後記

昨年5月の総会席上において、会長から広報誌の発刊と編集委員7名の指名提案があり、満場一致で議決選任されました。

令和3年7月20日会長出席のもと第1回編集委員会を開催し、創刊号について記事の構成や発刊までのスケジュール等協議しました。会議を重ねること4回、各委員の熱心な意見を調整しながら誰が見てもわかりやすいより良い広報誌づくりを目指してきました。

この度、結城市農業委員会広報誌「緑の大地」を発刊できたことは、農業委員会としての役割や農地の保全を目的とした重要任務の一端をご理解いただきたく第一歩と心得ております。

今後とも、結城市農業委員会に対し何卒ご理解・ご協力を賜り次号の発行に邁進したいと思います。

永藤 松男

編集委員会

委員長　永藤　松男
副委員長　中山　清美
委員　赤荻　誠
　　舘野　昭弘
　　塚田　豊
　　平山　とみ江
　　宮本　裕司

発行：結城市農業委員会　住所：結城市中央町二丁目３番地　結城市役所２階
編集：結城市農業委員会編集委員会　　TEL：0296-34-0435（直通）

創刊号
令和4年1月1日発行

～緑の大地～

結城市農業委員会



会長あいさつ



新年あけまして
おめでとうございます。
今年一年が皆様にとって
良い年になりますよう
心よりお祈り申し上げます。

さて、本市農業委員会は、農業の健全な発展に寄与することを目的に設置されており、農業委員十六名、農地利用最適化推進委員十一名により様々な活動展開しております。そしてこの度、待望であった本市農業委員会広報誌「緑の大地」を創刊する運びとなりました。恵まれた気候や大地に、健やかに育つ様々な農作物をイメージしてタイトルを命名いたしました。

農業そして農地を将来に引き継ぐため、各種情報を提供させていただくと共に、より分かりやすくをモットーに皆様にお伝えしていきたいと考えております。

今後はこの広報誌を通じ農業に関する情報を身近に感じていただくとともに、我々も、信頼と期待に応えられるよう努力して参りますので、ご支援のほど宜しくお願い申し上げます。

令和四年正月

結城市農業委員会会長
松本　宣一郎

結城市農業委員・農地利用最適化推進委員を紹介します。



■農業委員

氏　名	住所地	備考
松本宣一郎（マツモトノブイチロウ）	田間	会長
舩橋　敦（フネバシ　アツシ）	山川新宿	
池田　和浩（イケダ　カズヒロ）	武井	
須藤　克己（スドウ　カツミ）	上山川	
平山とみ江（ヒラヤマ　エ）	結城	
中山　清美（ナカヤマ　キヨミ）	下り松	
舘野　昭弘（タテノ　アキヒロ）	上山川	
猪野瀬廣和（イノセヒロカズ）	山王	
加藤　章（カトウ　アキラ）	結城	
石崎　榮（イシザキ　サカエ）	東茂呂	
藤井　一郎（フジイ　イチロウ）	鹿窪	
塚田　豊（ツカダ　ユタカ）	結城	
大島　寛（オオシマ　ヒロシ）	小森	
大澤　吉己（オオサワ　ヨシミ）	結城	
茂田　正治（シゲタ　マサハル）	古宿新田	会長職務代理者
稲葉　新一（イナバ　シンイチ）	東茂呂	会長職務代理者

■農地利用最適化推進委員

担当地区	氏　名
結　城	大熊　隆（オオクマ　タカシ）
	宮本　裕司（ミヤモト　ユウジ）
絹　川	野村　孟（ノムラ　タケシ）
	塚原　勝弘（ツカハラ　カツヒロ）
上山川	樫山　雄一（カシヤマ　ユウイチ）
	滝澤　学（タキザワ　マナブ）
山　川	赤荻　誠（アカオギ　マコト）
	奥村　大（オクムラ　マサル）
江　川	上野　和喜（ウエノ　カズヨシ）
	岡田　猛（オカダ　タケシ）
	永藤　松男（ナガフジ　マツオ）

■農業委員とは

- 農業委員会総会において、農地の権利移動の許可や転用許可の審議審査等を行っております。また、農地利用最適化推進指針に基づき農地利用最適化施策に関する関係行政機関への意見の決定を担います。

■農地利用最適化推進委員とは

- 担当地区の農地利用の最適化であり、担い手への農地集積、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進のための活動を担います。



定例総会の様子



利用状況調査の様子

◇農地利用状況調査の実施

- 農地法に基づき、農地制度の適正執行や農地の有効利用の促進を図る目的で、関係機関と連携し市内の農地の現地調査を行います。遊休農地に該当した場合は、利用意向調査を実施し、農地利用の最適化に取り組みます。

※今年度は令和3年7月28日～30日に実施しました。

農地の貸し借りの際は、農業委員会事務局まで！





農地の権利移動が発生する場合は、
届出又は許可が必要です！

農地の貸し借りについて

①利用権設定申出書による貸借

農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借です。利用期間が設定でき、期間満了となれば耕作権が消滅します。

※認定農業者及び認定農業者に準ずる者が対象です。

②農地法第3条の許可申請による貸借

農地法に基づく貸借です。利用期間の定めはなく解約の申し出がない限り貸借期間は続きます。

※農業者（年間従事日数150日以上、耕作面積50a以上、他要件有）が対象です。

手続方法	受付期間	貸借開始日	貸借期間	適用農地	
①利用権設定申出書（届出）	随時	1月、5月 9月、12月の 総会日以降	3年、6年、10年	市街化調整区域のみ	毎月開催される農業委員会総会において審議
②農地法第３条許可申請（許可）	毎月17日～20日	許可日以降（毎月10日前後）	特になし	市内全域	

①利用権設定（農業経営基盤強化促進法）スケジュール

賃借開始月	5月	9月	12月	1月
受付締日	4月総会日	8月総会日	11月総会日	12月総会日

②農地法第３条許可申請スケジュール

- 受付期間／毎月17日～20日（閉庁日は除く）
- 定例総会日／毎月10日前後

※詳細については、農業委員会事務局までお問い合わせください。

問合せ先　結城市農業委員会事務局（結城市役所 2F）　☎ 0296-34-0435（直通）